

●さいたま市議会基本条例	●川崎市議会基本条例	●新潟市議会基本条例	●名古屋市議会基本条例	●広島市議会基本条例	●北九州市議会基本条例
前文	前文	前文	前文	前文	前文
第1章 総則 第1条(目的)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(条例の尊重等)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(条例の遵守等)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(議会の役割及び活動原則) 第3条(議員の活動原則)	第1章 総則 第1条(目的) 第2条(基本理念) 第3条(基本方針)	第1章 総則 第1条(目的)
第2章 議会及び議員の責務 第2条(議会の責務) 第3条(議員の責務)	第2章 議会及び議員 第3条(議会の役割及び活動原則) 第4条(議員の役割及び活動原則) 第5条(会派)	第2章 議会及び議員 第3条(議会の役割及び活動原則) 第4条(議員の活動原則) 第5条(議長及び副議長) 第6条(推進組織の設置) 第7条(会派)	第2章 市民と議会 第4条(市民参加の促進、市民の多様な意見の反映) 第5条(広報の充実) 第6条(情報の公開)	第2章 議会及び議員の活動原則等 第4条(議会の活動原則) 第5条(議員の活動原則) 第6条(議員の政治倫理) 第7条(会派)	第2章 議会の役割 第2条(議会の役割及び活動原則)
第3章 議会の活動 第4条(議会の活動) 第5条(議長及び副議長) 第6条(招集の請求及び会期) 第7条(本会議) 第8条(委員会) 第9条(委員長及び副委員長) 第10条(その他の会議) 第11条(質疑及び質問等) 第12条(意見書及び決議) 第13条(議員の派遣) 第14条(学識経験者等の活用)	第3章 議会と市長等との関係 第6条(市長等との関係の基本原則) 第7条(議会への説明等) 第8条(議決事件)	第3章 市民と議会 第8条(市民参画の推進) 第9条(広報及び広聴の充実) 第10条(会議等の公開)	第3章 議会と市長 第7条(市長等との関係) 第8条(予算等に対する議会の役割)	第3章 市民との関係 第8条(市民参加の機会の充実) 第9条(広報広聴機能の充実) 第10条(委員会の公開) 第11条(議会の活動に関する情報の公開)	第3章 議員の役割 第3条(議員の責務) 第4条(議員の役割及び活動原則) 第5条(会派)
第4章 議員の活動及び会派 第15条(議員の活動) 第16条(会派)	第4章 議会運営 第9条(会議等の運営) 第10条(委員会の活動) 第11条(会議における質疑応答等)	第4章 議会と市長等との関係 第11条(市長との関係) 第12条(議会への説明等) 第13条(議決事件)	第4章 議会の運営 第9条(会議の運営原則) 第10条(会期等) 第11条(委員会活動) 第12条(質疑応答の基本原則) 第13条(会派の位置付け) 第14条(政策立案機能及び調査機能の強化) 第15条(図書室の充実)	第4章 市長等との関係 第12条(市長等との関係) 第13条(確認の機会の付与)	第4章 議会と執行部との関係 第6条(市長その他の執行機関との関係) 第7条(資料の要求) 第8条(議決事件)
第5章 市民の議会 第17条(市民の参画) 第18条(広聴) 第19条(傍聴等) 第20条(広報) 第21条(会議録等)	第5章 市民と議会 第12条(市民との関係) 第13条(広報の充実) 第14条(会議等の公開)	第5章 議会運営 第14条(議会運営) 第15条(臨時会の招集) 第16条(議員間討議) 第17条(委員会の活動) 第18条(会議等における質疑応答等)	第5章 議員定数・議員報酬等 第16条(議員定数及び議員報酬に関する基本的な考え方) 第17条(政務調査費に関する基本的な考え方)	第5章 議会の機能強化等 第14条(議会の機能強化) 第15条(調査機関の設置) 第16条(議会改革) 第17条(議会事務局の機能強化等)	第5章 議会運営 第9条(議会運営) 第10条(委員会) 第11条(会議等における質疑応答)
第6章 市長等との関係 第22条(市長等との関係) 第23条(市長等の出席) 第24条(資料の提出その他の協力) 第25条(議決事件の拡大) 第26条(区行政との関係)	第6章 議会の体制整備 第15条(議会の機能の強化) 第16条(調査機関の設置) 第17条(議会局) 第18条(議会図書室)	第6章 議会の体制整備 第19条(議会の機能の強化) 第20条(学識経験者等の活用) 第21条(議会事務局) 第22条(議会図書室)		第6章 雑則 第18条(他の条例等との関係) 第19条(検討)	第6章 議会と市民の関係 第12条(市民参加) 第13条(公聴会及び参考人制度の活用) 第14条(議会報告会の開催) 第15条(議会広報の充実) 第16条(会議等の公開)
第7章 定数、議員報酬等及び政務調査費 第27条(議員の定数) 第28条(議員報酬及び期末手当) 第29条(政務調査費)	第7章 他の条例との関係等 第19条(他の条例との関係) 第20条(条例の見直し)	第7章 補則 第23条(別に条例で定める事項) 第24条(条例の見直し)			第7章 議会の機能強化 第17条(議会の機能強化) 第18条(学識経験者等の活用) 第19条(議会事務局の機能強化) 第20条(議会図書室の充実強化)
第8章 政治倫理 第30条(政治倫理)					第8章 その他 第21条(議員定数等) 第22条(政務調査費) 第23条(議員の資産等の公開) 第24条(他の条例等との関係) 第25条(条例の見直し)
第9章 議会局等 第31条(議会局) 第32条(議会図書室)					
第10章 補則 第33条(適用範囲) 第34条(他の条例等との関係) 第35条(議会の在り方の検討)					
附則	附則	附則	附則	附則	附則